

新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度について

平成31年1月2日から平成36年1月1日までの間に、町内の法人または個人事業者により建築が完了した一定の要件に該当する新築住宅の固定資産税について、従来の地方税法による減額措置に加え、町の条例に基づいて、さらに減額分と同額の課税を免除する制度を始めます。

○対象の要件

- ・地方税法により新築住宅に係る税額の減税措置の適用を受ける住宅(※1)であること。
- ・平成31年1月2日から平成36年1月1日までに新築された住宅であること。
- ・町内に本店を有する法人または個人事業者が本体工事を施工した住宅であること。
- ・個人所有の住宅であり、自ら居住している住宅であること。(アパート・賃貸は対象外)
- ・所有者が当町の住民基本台帳に登録されていること。(法人は対象外)
- ・所有者及び所有者と同一世帯の世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

(※1) 地方税法により新築住宅に係る税額の減税措置の適用を受ける住宅とは

- ①専用住宅や併用住宅(居住部分が2分の1以上)であること。
- ②構造上独立かつ利用上独立(玄関・トイレ・台所がある)していること。
- ③居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。



○課税免除の期間

一般住宅の場合

- ① 一般の住宅 3年間
- ② 3階建以上で耐火構造の住宅 5年間

長期優良住宅(※2)の場合

- ① 一般の長期優良住宅 5年間
- ② 3階建以上で耐火構造の長期優良住宅 7年間

(※2) 長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅で、茨城県の認定を受けた住宅。

○課税免除の額

住宅の床面積120㎡(床面積が120㎡未満の場合は全面積)までの部分にかかる税額のうち地方税法による新築軽減の適用で減額された金額と同じ金額の課税を免除します。

○課税免除の申請方法

住宅の建築が完了したら、税務課で家屋調査を実施します。

その後で必要書類をそろえて、税務課(6番窓口)へ申請してください。

○必要書類

- (1) 茨城町固定資産税課税免除申請書兼町税納付状況等調査・確認同意書
- (2) 建築工事契約書、または売買契約書の写し
- (3) 長期優良住宅認定通知書の写し(認定を受けられた方のみ)

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114 (直通)


お家の健康を守るために

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に木造住宅の耐震化を支援するため耐震診断士の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を助成している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	次に掲げる全ての要件に該当すること ①町内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅 ②在来軸組構法又は桝組壁構法により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30㎡以上のもの ④昭和56年5月31日以前に建築確認申請を受けて建築されたもの	
申込期間	5月14日(月)～12月28日(金) ※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分	
診断費用	申込には自己負担額として2,000円がかかります	

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。耐震改修工事は、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	次に掲げる全ての要件に該当すること ①耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の全ての要件に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④平成31年2月末日までに工事が完了するもの	
申込期間	5月14日(月)～8月31日(金) ※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の3分の2 (限度額：100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の23% (限度額：230,000円)

補助件数と申込受付

▶補助件数 各3戸(全て先着順となります)

▶申込受付 茨城町役場1階 都市整備課(11番窓口)

【問合せ先】 都市整備課 都市計画グループ ☎ 029-240-7116 (直通)